

多胎妊娠の方へ

妊婦健康診査の費用を追加助成します

浦安市では、多胎妊娠の方の妊婦健康診査費用助成を行います。

費用助成を受けるには市に償還払い（払い戻し）の申請をすることが必要です。

（浦安市と契約した医療機関等で受診されている方も、追加助成分については償還払いの申請が必要です。）

1 助成対象となる方

多胎妊娠の方で、以下のすべてに該当する方

- （1）妊婦健康診査を受診し、費用を自費で支払った方
- （2）妊婦健康診査受診日時点で、浦安市に住民票がある方

2 助成対象となる健康診査

以下のすべてに該当する健康診査

- （1）14回の助成回数を超えて実施した妊婦健康診査
- （2）健康保険適用外の妊婦一般健康診査

※文書料、処方箋料、テキスト代等は助成対象外です。



3 助成金額・回数

- ・多胎妊婦1人につき、1回あたり上限4,500円（令和6年度）
- ・最大5回まで

※実際に支払った金額と上限額のいずれか低い額が対象額となります。

4 申請期限

対象となる妊婦健康診査の受診日から2年間

5 申請方法

下記の「必要書類」を揃えて、窓口で申請してください。

必要書類

- ①領収書の原本
- ②診療明細書の原本（医療機関で発行されている場合）
- ③全てのお子様の母子健康手帳
- ④振込先口座の分かるもの（通帳など）
- ⑤妊婦健康診査費用助成金申請書

（窓口に置いてあります。また、市ホームページよりダウンロードいただけます。）

6 申請窓口・問い合わせ先

浦安市役所 母子保健課（健康センター1階） TEL：047-381-9058

受付時間：月～金曜日 平日午前8時30分～午後5時（祝祭日・年末年始を除く）

※郵送での申請及び日曜開庁時の申請は受け付けていませんので、ご注意ください。